

# 独自要求に向けて学習会を開催



現業協議会は、7月7日(土)に伊那市 羽広荘において、第2回委員会・第2回常任幹事会を行い、その後地区別学習会を開催しました。委員会・常任幹事会では議長あいさつ、経過報告の後、現業独自要求(案)について討議しました。また、学習会では2020年度から導入される会計年度任用職員制度について学びました。要求書については昨年と同じですが、会計年度任用職員制度と「新たな雇用」との関係がどうなるのか当局に質していかなければなりません。

## 要 求 書 (案)

### 記

#### I 権利・労働条件について

- 1 事前協議に関しては、十分な交渉時間を確保し、合意に至らないものは実施しないこと。また、交渉が妥結するまで、過去の確認書・確認メモを遵守し、話し合い・交渉は誠意をもっておこなうこと。
- 2 民間委託された職場について検証し、問題が生じた場合は労使対等の立場で誠意をもって話し合い、県民サービスの低下を招かないように必要な措置をすること。
- 3 勤務・労働条件の変更は十分な協議を行い、労使合意の上で行うこと。

## II 賃金・諸手当について

- 1 任用替した職員の賃金と平均賃金との格差解消に努めること。
- 2 技能労務職給料表については地方公営企業法適用であり、合意なき変更は許されない。変更にあたっては労使合意を遵守すること。また、昇任・昇格に努力すること。

## III 人事について

- 1 任用替した職員の昇任基準を一般採用の行政職と同様にすること。
- 2 任用替した職員の主任・主査・主幹・専門幹昇任の発令基準を明らかにするとともに早期に発令すること。
- 3 任用替した職員全員が定年退職までに5級職以上になるよう努力すること。
- 4 職種転換・配置転換は勤務労働条件の大幅な変更となるので、組合と協議し合意の上で行なうこと。
- 5 異動に関しては、本人希望を重視し、無理な通勤（遠距離通勤）をさせないこと。
- 6 欠員職場、退職職場、再任用切れ職場については、過去の確認書・確認メモを遵守し、人員を配置すること。特にダム操作技師については新規採用で補充すること。
- 7 新たな雇用形態を導入した職場について検証し、生じている問題について話し合い、業務が持続可能な人員配置をすること。

## IV 労働安全衛生について

- 1 現業職場の労働災害を無くし、安全で快適に業務を遂行できるよう職場環境整備・改善を行い、一層の充実を図ること。作業に必要な研修・講習を必要な全員に受講させること。
- 2 安全衛生委員会を定期的開催し、安全指導の徹底をはかると共に作業の安全に必要な予算措置を講ずること。
- 3 心身の疾病、公務災害について予防につとめ、万一起こった場合は適切な対応を行い、再発防止に努めること。
- 4 年次休暇および福利厚生事業等による休暇制度を取得できる職場環境の整備と人員配置を行うこと。

## V 現業活性化について

- 1 現業、現場活性化については従前から理解をいただき業務の拡大を行ってきたが、今後は任用替後の業務遂行に必要な知識や技術習得のための研修を開催すること。
- 2 職場の業務に必要な研修を開催するとともに、参加しやすい環境を整えること。また、業務に必要な研修や免許取得のための費用は県費で負担すること。